

前橋東部地区（大胡・粕川・宮城）

で創業する方を応援します！

本事業は、創業前に前橋東部商工会の支援を受け、令和8年1月1日以降に前橋東部地区（大胡・粕川・宮城）内で創業した方を対象に、創業に要した経費を補助する事業です。

対象者	(1)前橋東部地区(大胡・粕川・宮城)内において令和8年1月1日以降に創業した方 (2)創業する前に前橋東部商工会の指導を受けた方 (3)交付申請書提出時に前橋東部商工会に入会している方
補助率	2／3以内(上限20万円)
対象経費	創業に要した経費 (1)店舗等の改装工事に係る費用 (2)店舗等で使用する機械装置や備品の購入費 但し、耐用年数が1年以上あり、取得価格が一つ当たり税抜10万円以上のものに係る購入費。なお、パソコン・プリンター・タブレット端末等のデジタル導入に係る備品購入費については、取得価格が一つ当たり税抜10万円未満であっても補助対象とします。 (3)商品、サービス等の宣伝広告・販路開拓に係る費用 (4)申請者が自ら賃貸借・転貸借契約等を行い、使用权を有する事業所等の賃借料 ※但し、令和8年4月1日以降に支出したものに限りです。詳細は交付要領をご確認ください。
募集期間	令和8年8月3日(月)～令和9年2月26日(金) ※但し、予算に達し次第、募集を締め切ります。

交付要領を確認



前橋東部商工会
へ相談



交付申請書
を作成



前橋東部商工会
へ申請書を提出

※詳細は交付要領をご確認下さい。※申請時には必ず商工会へお電話等にてご相談下さい。
※事前相談をされた方に、提出いただく申請書などご案内させていただきます。

【問合せ先】 前橋東部商工会 〒371-0244 前橋市鼻毛石町1426-1

担当 野村・関口 (☎027-283-2422 ✉maeto-s@myg.or.jp)